

会 議 名 称		令和 7 年度第 4 回 杉並区情報公開・個人情報保護審議会会議録
日 時		令和 8 年 3 月 2 3 日（月） 1 4 時 0 0 分から 1 6 時 4 5 分まで
場 所		杉並区役所 第 3 ・ 4 委員会室（中棟 5 階）
出席者	委 員	佐藤慶浩会長、内田正人委員、内山誠委員、恵羅明子委員、大村綾香委員、 菊池弘泰委員、橋本剛委員、堀裕一委員、奥山たえこ委員、小林ゆみ委員、 堀部やすし委員、矢口やすゆき委員、安田マリ委員、山田耕平委員、 浅見雄輔委員、福内恵子委員
	実施機関	井伊区民課長、松尾教育人事・指導課長
	事 務 局	藤山区政イノベーション担当部長、石河内情報管理課長、 眞鍋情報システム担当課長
傍 聴 者		0 名
配布資料	事 前	・ 資料 1 令和 7 年度第 3 回杉並区情報公開・個人情報保護審議会会議録（案） ・ 資料 2 令和 7 年度第 4 回杉並区情報公開・個人情報保護審議会報告・諮問事項 ・ 参考資料（杉並区個人情報の保護に関する安全管理措置等基準 自己点検表）
	当 日	・ 会議次第 ・ 答申文（案）
【会議内容】		
1 開会		
2 令和 7 年度第 3 回審議会 会議録の確定について… 資料 1		
3 令和 7 年度第 4 回審議会 報告・諮問事項について… 資料 2		
4 住民基本台帳ネットワークシステム等業務のセキュリティ評価の実施について 情報提供ネットワークシステム業務のセキュリティ評価の実施について… 資料 3		
5 一般報告		
6 その他		
7 閉会		
【報告・諮問事項審議結果一覧】		
報告第 8 号	個人情報の保護に関する法律第 66 条第 1 項の規定に基づき講ずる措置 の取組状況について	報告了承
諮問第 1 号	住民基本台帳ネットワークシステム等業務のセキュリティ評価の実施について	決定
諮問第 2 号	情報提供ネットワークシステム業務のセキュリティ評価の実施について	決定
一般報告	書面掲示規制の見直しについて	報告了承
一般報告	メール送信時の宛先誤設定について	報告了承

会長	本日は御多用の中、当審議会へ御出席いただきありがとうございます。ただいまより「令和7年度第4回杉並区情報公開・個人情報保護審議会」を開会いたします。 初めに、連絡事項について事務局からお知らせ願います。
情報管理課長	本日はオンラインでの会議参加の委員はいらっしゃいません。次に御欠席の委員について、宇田川委員、手島委員、加藤委員から御欠席の旨の御連絡がありました。 続いて、審議会進行に当たっての留意点について御説明いたします。発言者を明確にするため、発言をする委員は挙手をし、会長の指名を受けてから発言をお願いします。また、お名前を名乗った上で発言を行ってください。
会長	それでは、議題に入ります。本日の審議の進め方ですが、次第としてお配りしてありますとおり、前回の会議録の確定を行ってから、報告・諮問案件の審議をしてまいりますので、よろしくお願いいたします。 それでは、資料1の令和7年度第3回の会議録について、事務局から修正や補足説明はありますか。
情報管理課長	資料送付の際にも御案内いたしましたが、報告34において、撤去された自転車の返還に当たり、撤去のお知らせのはがきを持参しないと返還ができない旨の発言をいたしました。審議会後に主管課に確認したところ、お知らせの持参がなくても返還が可能であるとの回答がありましたため、事務局の「撤去のお知らせがないと返還ができない」旨の説明については訂正いたしました。当日の質疑を残した上で、発言の訂正と改めての説明を追記しております。該当箇所は11ページです。
会長	それでは、委員の皆様から会議録につきまして、訂正箇所、御意見等はいかがでしょうか。ないようですので、令和7年度第3回の会議録については確定とさせていただきます。 それでは次に、次第3に移ります。報告・諮問事項の審議に入ります。会議次第の裏面、報告・諮問事項の一覧の順に従って審議をしていきます。 初めに、報告第8号です。報告第8号「個人情報の保護に関する法律第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の取組状況について」の当審議会での取扱いについて、改めて確認します。本件議題については、個別の業務における個人情報の取扱いの是非について審議するのではなく、個人情報の取扱いに関して区の内部で実施した自己点検の取組状況を審議会に報告していただき、自己点検の取組方法や自己点検に当たり改善すべき点について区に意見するものです。 それでは、報告第8号について、事務局から説明をお願いします。
報告第8号	
情報管理課長	(報告38から報告40について説明する。)
会長	報告38から順番に御質問と御意見を伺います。まず、報告38について、

	御質問のある方はいらっしゃいますか。御意見のある方はいらっしゃいますか。ないようですので、続いて、報告 39 につきまして御質問のある方はいらっしゃいますか。奥山委員。
奥山たえこ委員	この内容について、いろいろと判然としないことがあるのですが、まず、杉並区においては「二十歳のつどい」に参加するときには、あるときから事前申込みのようなことが必要になったので、どこの誰が参加するということは分かるようになっていきますよね。そこをまず確認します。それから、集合写真を撮るときに、つまりその人とこの写真に写っている人とがこの人がこの人であると、住所や名前がこの人であるということは分かるような仕組みになっているのかということが2つ目。そして、データを共有されたくない参加者がいた場合ということなのですが、例えば、その人は集合写真を撮るときに抜けるとか、そういったことはないのかどうかということが3つ目です。最後、4つ目です。そういった申出があった場合には、写真を加工するということでしたが、モザイクか何か掛けるのですか。それってかえって怪しいような気がするのですが、以上4点、お尋ねします。
情報管理課長	参加者については、申込時期や区外からの参加者等、場合によってはどこの誰かということが把握できないことがあったということを聞いております。2つ目について、写真がどこの誰かというようなことが分かる仕組みとはなっていません。単純に写真でございます。3つ目について、写真撮影の際に抜けていただくという対応が取れたかについては、当日は少なくとも衣装の関係などもあり、場所を移動してもらうことがなかなか難しいこともあり、写真に映りたくない方については顔を伏せるなどの対応をしていただきたいたと案内をしたと聞いています。最後、モザイクを掛けたのかどうかということなのですが、結果として、データを共有されたくないという申出がなかったため、加工をすることはなかったとのことです。
奥山たえこ委員	御回答はいろいろ判然としないことがありますが、進めていきます。そもそも、こういった写真を撮ることに意義があるみたいな内容になっていますよね。集合写真を撮る、そしてそれも電子データになっているわけで、高齢者である私が、中学とかの紙の印画紙に出力したもののような1人が5ミリ角ぐらいの顔みたいなきときは、もう全然時代が違うわけで、そういうのを撮って希望する人に全部、多分、写真データを送るのだと思いますが、そのことに意義があると当局はお考えなのかどうか。つまり、いろいろなデメリットがある。何か事件があったり、事故があったり、そういうときに、なぜか随分若い頃の写真が提供されることがありますよ。それはまさにこういう集合写真であったり、卒業写真集であったりするわけですが、そういった時代にあって、こういった集合写真を撮ることの意義を当局はどう考えているのか教えてください。
情報管理課長	直接の所管課ではないので意義をどう考えるかということは、私から申し上げるのは難しいところですが、今回、この写真撮影とデータの共有の取組は、「二十歳のつどい」を企画した当事者の方々のアイディアで実施し

	たものですので、そういった意味では意義があるかと考えております。
奥山たえこ委員	なかなか認識が違ったりするので、しっかりとしたお答えもないし、これはこうでなければ個人情報が守れないのではないかということは私もいろいろ懸念はありますけれども、正解を持っているわけではないので、ここで終わります。
会長	ほかに御質問、御意見はありますか。
安田マリ委員	関連いたしまして、「二十歳のつどい」のことなのですが、2つございます。1つは、「申出があった場合には写真データを加工するなどの対応を考えている」という回答が得られたということなのですが、当日、会場で配布するプログラム冊子にその案内を記載するほか、撮影時にもアナウンスを行うとなっています。この申出をできるタイミングについて、もし御存じでしたら教えていただきたいというのが1点です。 あとは、この確認事項の類型の一覧になりますが、この39に関しては、「取り扱う個人情報の最小化」に○が付いています。ほかにも関連しそうな「個人情報の記録形態の妥当性」ですとか、「本人の同意、本人への通知の検討」というのもあるのですが、なぜ、この「最小化」に類型されたのかということを確認させていただきたいと思います。
情報管理課長	2つ目の御質問から回答いたします。資料2の9ページに書いてある項目につきましては、部会で質問、確認があった内容が類型表のどの項目に該当するかを当てはめているものであり、どういった考え方で当てはめたのかを整理する趣旨のものではないため、その点は御理解いただければと思います。 次に1つ目の御質問、本人が申出できるタイミングの詳細は把握しておりませんので推測になりますが、当日の写真撮影前等にそのようなタイミングがあったのではないかと考えております。
安田マリ委員	先に御回答いただいた内容について、「取り扱う個人情報の最小化」に類型された理由をもう一度教えていただいてもよろしいでしょうか。
情報管理課長	「写真データを共有されたくない参加者がいた場合の対応について」という質問に対して、事務局としては「取り扱う個人情報の最小化」について確認されたと判断して、このように整理させていただいたということです。
安田マリ委員	そのような判断に至ったプロセスや、その間のところが何かあればと思います。お伺いしました。事務局の御判断ということで理解いたします。
会長	質問の形に安田委員が調整してくださいましたけれども、「本人の同意」の所にも○を付けてもよかったのではないかというお話ですよね。どの項目に○を付けるかということについては、事務局もそれほどこだわりはないと思いますし、この類型表は、デジタル・セキュリティ部会での確認項目を整理するためのものなので、委員がおっしゃるように、本人同意に○を付けてもいいと思います。

	また、奥山委員からもありましたが、写真データを共有してほしくない人については、映らないように案内するのが現実的な対応かと思います。少し堅苦しく手続が進んでしまったのかと感じました。データを共有してほしくないけれども写真には映りたいという人がいて、さらにそれを区がモザイク処理をするというのは、少し不毛な気はしますが、丁寧に処理していただいているということは分かったかと思います。 それでは、次に報告 40 について御質問がある方はお願いします。ありませんか。続いて、報告 40 について御意見がある方はいらっしゃいますか。ないようですので、報告 41 についてお願いいたします。
情報管理課長	(報告 41 から報告 43 について説明する。)
会長	では、報告 41 について、御質問がある方はいらっしゃいますか。御意見がある方はいらっしゃいますか。ありませんか。では、報告 42 について、御質問がある方はいらっしゃいますか。奥山委員。
奥山たえこ委員	参考資料の 43 ページについて、自転車駐車場を使用するときに、10 番目、口座情報を提供するようになっておりますけれども、口座情報というのは、情報の中ではかなり機微性が高いと言いますか、なるべく人に知られたくない、何かがあって差し押さえられたくないというものだと思うのですが。しかも、利用方法として利用料の還付を行うとありますから、余りあることではないと思うのですけれども。そうしますと、申し込みをするときには、口座情報はお伝えしたくないですと、もし実際に利用料の還付を行う人があった場合にはお伝えしますとか、そういったことは可能なのでしょうか。
情報管理課長	委員のおっしゃるとおり、還付の際に初めて必要になる情報であれば、必要になった際に初めて、口座情報を取得することも当然考えられると認識しております。
会長	他に御質問はありますか。御意見ありますか。ないようですので、次に進みます。報告 43 について御質問はありますか。御意見はありますか。よろしいでしょうか。それでは、報告 44 の報告をお願いいたします。
情報管理課長	(報告 44 について説明する。)
会長	報告 44 について御質問のある方はいらっしゃいますか。御意見がある方はいらっしゃいますか。ないようですので、報告 45 から 47 まで報告をお願いいたします。
情報管理課長	(報告 45 から報告 47 について説明する。)
会長	それでは、報告 45 について御質問のある方はいらっしゃいますか。ありませんか。御意見がある方はいらっしゃいますか。
堀裕一委員	区が保有している個人情報について、実務を知らないの基本的なところの質問なのですが、今回、外部提供に当たって、例えば 14 番で刑罰の有無という項目があります。法務省などでは外部に出すかどうかは別として、過去の逮捕歴から刑罰の記録というのは永久に保存をしています。他方、

	区が保有している刑罰の有無の範囲、例えば、刑罰に処せられても刑法上は一定の期間がたてば刑が消滅するという制度もあります。そういうことがどう関係してくるのか。それから最近、教職員の性犯罪等の問題で、性犯罪については通常とは異なったもっと過去の犯歴というか、こういうものも保有して活用すべきという制度と議論があります。現状、区において刑罰の把握については、どこまで保有されているのかをお聞きしたいというのが1点です。 もう一点は、項目の中で団体加入状況という項目があります。団体というと、例えば労働組合とか、あるいは福利厚生か何かの団体とか、いろいろあると思うのです。これも理解のために、区が保有している団体加入状況はどういうものなのか教えていただけますか。
情報管理課長	刑罰の有無については、事務局で子細な運用を把握していませんが、少なくとも人事に必要な範囲であると認識しております。例えば、地方公務員の欠格事由として、刑罰に関連するものがあつたと思いますので、その必要な範囲で記録しているのではないかと推測いたします。 2つ目の団体加入状況ですが、主管課からは、部活動の指導などで活用する情報であると聞いておりますので、組合に限らずスポーツ団体とか、そういった団体も含まれるものと認識しております。
堀裕一委員	ありがとうございます。この場での詳細な答えは難しいということだと思いますので、別の機会に、もう少し詳細な御説明をいただければと思います。
会長	説明は別の機会にしますか。
情報管理課長	本日、後ほど主管課が来ますので、主管課からお答えいたします。
会長	そうしましたら、報告 45 についてほかに御質問と、御意見もあればお願いいたします。ありませんか。それでは、報告 46 について御質問はありますか。
浅見雄輔委員	口座情報について部会でも質問があつたと思うのですが、講師への謝礼支払のための口座情報であつて、利用者の口座情報は保有しないということですか。
情報管理課長	御認識のとおりで、講師やボランティアの口座情報です。
浅見雄輔委員	参考資料の 70 ページに保有の記録があります。ここに漠然と、基本情報は氏名、住所などの項目があり、財産等の情報に口座情報があります。これを見ると、利用者の口座情報のようにも読めてしまうのですが、ここは書き分けなくていいのかというような議論はなかったのでしょうか。
情報管理課長	部会では、そのような議論はありませんでした。個人情報登録簿の作成方法として、業務で取り扱う個人情報の「対象とする個人」は明記していますが、記録項目において、対象とする個人のうち、誰の情報かという書き方はしておらず、このような記載になっております。
浅見雄輔委員	意見もよいのでしょうか。いまの御説明からすると、これを見たときに、

	対象児童の御家庭の口座情報が取れるように読めてしまうので、そこはしっかり書き分けたほうが、情報の取得の範囲を明確にするということではないのかなと思いました。部会で御検討いただければと思います。
情報管理課長	頂いた意見を基に検討させていただきます。
会長	御指摘の御意見は過去にも審議会場で出たと記憶しています。保有の記録においても、対象者の種別が違うものが混在すると分かりにくいこともあり、なかなか工夫が難しいとは思いますが、このようなものに関しては補足情報を書いていただくと、セキュリティ部会でも分かりやすいですね。分かりやすさという意味での工夫は必要ですが、一方、これをすべての項目で記載していくと、すごく煩雑な表になっていってしまうので、そこは折り合いだとは思いますが、引き続き、何か少し工夫をしていただければと思います。 そのほか、報告 46 について御質問と御意見はありますでしょうか。進んでよろしいですか。それでは、報告 47 について御質問ありますでしょうか。堀部委員。
堀部やすし委員	報告 47 は、都が運営する指導検査業務システムの件です。保育・介護事業であるとか、社会福祉法人などに対する指導検査業務について、今後は都が運営する指導検査業務システムを利用すると、このようなことだったと思います。 ここに、今後、11 月に設置する区立児童相談所関係もこれを利用するというので、かなり広範囲に利用することが分かりました。それで、東京都が運営するシステムを区が利用するということは、個人情報保護法上で言うと、区が委託元になって都が委託先となると、まず、このような理解でよろしいでしょうか。
情報管理課長	主管課から東京都に確認したところ、「本件システムの利用については、個人情報の取扱いの委託には当たらない」と東京都から回答があったと聞いております。
堀部やすし委員	それは、確認をされてそうだったと。
情報管理課長	はい。
堀部やすし委員	そうすると、どのような形になるのでしょうか。クラウドを利用しますよね。杉並区としては個人情報の取扱いの委託をしているという整理になると思うのですが、このシステムの利用に当たって、東京都に対する個人情報の取扱いの委託にはならない、そういう解釈を東京都は示しているということなのですか。
情報管理課長	委員がおっしゃるとおりです。
堀部やすし委員	私たちはクラウドサービスを利用するときに、管理・監督義務があると思うのですが、一体どこに対して管理・監督義務があるという整理になるのですか。この問題だけではないのですが、最近、この手のものが増えているので非常に気になるのですが、どのような整理になっているので

	すか。
情報公開調整担当係長	一般論になりますが、委員御指摘のように、個人情報記録されるクラウドシステムを利用すること自体が、個人情報取扱いの委託に該当すると個人情報保護委員会が示している事案もありました。 事務局としては、部会に議題が出てくるときに、クラウドシステムの利用が個人情報取扱いの委託に該当する事例もあるから、システム設置者に確認するように主管課に案内をしています。本件については、主管課の確認に対し、先ほど情報管理課長が申し上げたような回答が東京都からありました。 個人情報取扱いの委託かそうでないかということに関しては、個人情報保護委員会がQ&Aで見解を示しておりますが、取り扱わないことを明記しており、かつ、個人情報のデータにアクセスしないような適切な措置がなされている場合は、個人情報の取り扱いに当たらないとされています。 システム設置者と利用者の間においては、設置者側が取扱いに該当しないという判断をしている場合、利用する側としては、Q&Aの概念に該当していると設置者が判断していると理解するしかないというところがあります。システムを利用するという契約行為と、それが個人情報の取扱いの委託に該当するかというところを別に考えると、システム利用の契約はするのだけれども、そこで個人情報の取扱いの委託が成立しているかとなると、設置者側から「それは成立していない」と言われると、利用する側としてはそのように受け止めざるを得ず、管理・監督義務を果たすための制約等を課す書面を交わすことができないと認識しています。個人情報の取扱いフローについては、「委託するので適切に取り扱うこと」という話ではなく、単に事業者が個人情報を提供して、システムを利用しているという整理をするしかないかと考えております。
堀部やすし委員	その整理でいくと、管理・監督義務を果たさなければいけないのは、どこになるのですか。
情報公開調整担当係長	クラウドシステムについては、外部からの攻撃等による事故が考えられますが、設置者としての管理・監督責任は、設置者である東京都が果たすことになるかと考えております。漏えいや毀損等があったときの責任について、個人情報の取扱いの委託であるとの認識が一致しており、その旨が契約書面等に記載されていれば、委託元としての管理・監督責任も果たさなければなりません。しかし、システム設置者側が「これは個人情報取扱いの委託ではない」と言っている以上、区としては、設置者側との間で「個人情報の取扱いの委託である」という共通認識が取れていないため、例えば、事故等が発生した際に、個人情報保護委員会が調査に入り、それが委託だったと判断されたときに、「委託元としての監督はどうしていたのか」というような話があるかとは思いますが、今の時点においては、そういったものを書面などで縛ったりすることは、設置者側との認識が一致していない以上は、なかなか難しいかと考えております。その中で我々としても、

	設置者に対して質問をして、設置者から「こう考えている」という回答を引き出して記録することを実施しています。
堀部やすし委員	そうすると、東京都に対して管理をして記録をしているという段階ということですね。
情報公開調整担当係長	現状としては、委員の御認識のような管理はできておりません。 システムを利用して個人情報を記録することが、個人情報の取扱いの委託に当たるという見解があります。「この見解に該当するシステムなのか」ということを区としては都に確認し、「委託には該当しない」と都から回答がありました。双方が「個人情報の取扱いの委託に該当する」という見解であれば、個人情報の取扱いに係る特記仕様書等を締結して、何かあったときには、どちらにどのような責任があると規定したり、個人情報の取扱いに係る制限を規定したりできると思うのですが、設置者側が「委託には該当しない」と言っている以上、そういった書面の締結は難しいところがあると認識しています。このため、区としては「これは委託に該当しないシステムである」という東京都の見解を回答として受け取ったというところまでしか、今のところできていないという状況でございます。
堀部やすし委員	そうすると、今後もこのようなものはどんどん増えていくと思うのですが、そういう矛盾というか、曖昧な状況で続いていく可能性があるということですね。その辺はどうなのですか。そもそも、東京都のシステムの仕様であるとか、契約条件に深く口を挟めるものでもない中で、こういう状況はどうしていったらよろしいのですか。私にもよく分からないのですが、どのように受け止めればよろしいのでしょうか。
情報公開調整担当係長	都がこのように認識している状況や、個人情報保護委員会が個別の事案にはなかなか具体的な見解を示してくれない中で、今、我々としてできるのは、こういった部会の中で案件が出てきた際に、クラウドシステムに個人情報を記録することと個人情報取扱いの委託の観点について主管課に確認してもらい、確認した上で個人情報取扱い委託に該当するという認識が設置者と利用者側で一致すれば、その旨を書面に記載し契約を締結する。設置者側にそうでないと言われてしまったものについては、今、区として何かするということが難しい状況ではあります。
堀部やすし委員	長くなるので、最後に一点だけ確認ですが、この都のシステムに杉並区が入力した個人情報について、都側のアクセスの権限というか範囲というのはどこまでという契約になっているのですか。
情報公開調整担当係長	システムの運用・保守や障害時の対応等の必要がある場合には、システム全体にアクセスできる権限は有しているという回答を東京都から得ています。
堀部やすし委員	そうすると、杉並区の立場からすれば、やはり、東京都に委託をしていると構成するのが自然なのではないかと思うのですが、その辺りも含めて非常に重い問題だと思いますので、またよく検討させていただければと

	思います。ありがとうございます。
会長	今のやり取りに関して言えば、この審議会是个別の報告事案に関して意見は出せないの、一般論として、今のよう都のシステムが関連して、杉並区として使わざるを得ないような場合のときに、それをどのような管理・責任体系になるのかという整理が必要だという意見として整理したいと思います。最終的に、管理者が誰になるのかという意味では、これは、その事業の実施者です。杉並区が行っている事業に関しては、システムがどうなっていようと、その個人情報に関する管理責任は杉並区です。 一方で、東京都の事業で、その受付業務を杉並区、各 23 区で実施するという場合には、実施者としては東京都になり、少し構造は複雑になりますが、東京都が事業に関しての管理責任者で、各区が受託をしていて、各区は受託した状態でシステムについては東京都のシステムとして委託するという形になります。シンプルなのは、その事業の実施主体者が管理者という形になるので、それぞれのケースにおいて、どちらにしても民間では通常余り発生し得ないもので、恐らく、個人情報保護委員会も余り想定はしていないと思いますので、杉並区として整理を進めていくしかないかと思っています。浅見先生から何かありますか。
浅見雄輔委員	前提として、システムの概要について、どういうシステムであるかを最初に質問すればよかったのですが、恐らく多くの方が把握しきれていないように思います。この検査業務システムは、どのようなときに使われるシステムなのですか。
情報管理課長	これまで指導検査は、事業者等から区に紙で資料が提出されておりました。これをシステム化するものです。
浅見雄輔委員	指導検査というのは、そもそも何の指導検査なのですか。
情報管理課長	保育施設、福祉施設などの指導検査業務です。例えば、特別養護老人ホームなどで入居者に対して適切な食事提供ができていかなど、そういったことを指導するものです。紙の資料で実施していたものをシステム化して、システム上で事業者は資料を提出し、区はその資料を参照できるようになるというシステムであると理解しております。
浅見雄輔委員	事業者がシステムの中に、財務資料等も含めて情報を入れるのですか。
情報管理課長	おっしゃるとおりです。
浅見雄輔委員	今までは、事業者から杉並区に直接紙で資料を提出していたものを、東京都で一括管理して、それを杉並区から見にいけるという仕組みにするということですか。
情報管理課長	資料については事業者がシステム上で提出できますし、区もそのシステム上で資料を参照し、質問等もできるようになるという理解です。
浅見雄輔委員	そうすると、事業者が個人情報を提供する先は東京都になるのですか。それは杉並区が提供していることになるのでしょうか。
情報管理課長	区が指導検査する範囲、東京都が指導検査する範囲が決まっており、区

	が指導検査するものについては区に対して資料の提出があり、東京都が指導検査するものについては東京都に対して資料が提出されます。そこについてはこれまでと変わらず、東京都に提出するようになるというものではありません。
浅見雄輔委員	資料の提出としては、東京都が使っているサーバーに入れてもらうのでしょうか。
情報管理課長	おっしゃるとおりです。
浅見雄輔委員	都のサーバーに情報を入れるけれども、それは杉並区に提供してもらうという整理になっているのでしょうか。
情報管理課長	同じシステムを共同で利用するということです。
浅見雄輔委員	そのサーバーは、民間の事業者が提供するサーバーなのですね。
情報管理課長	おっしゃるとおり、民間事業者です。
浅見雄輔委員	民間事業者のサーバーを東京都が借りているということでしょうか。
情報管理課長	おっしゃるとおりです。
浅見雄輔委員	又貸しのような感じになるのですか。東京都で借りている枠の中で各区も利用するということなのですか。
情報管理課長	失礼しました。民間のサーバーで東京都がシステムを構築したということだそうです。
浅見雄輔委員	そうすると、杉並区としては、杉並区ではなく、東京都が契約しているサーバーであるから、こちらから、その民間のサーバー業者に対しては何か言える立場にはないということですね。
情報管理課長	そうですね。契約関係においては、杉並区が直接何か言える立場にはないということになります。
会長	立場の話だけで言えば、東京都には意見を言えるのではないのでしょうか。東京都がその業者に伝えてくれるかは別として、システムに関して各区が意見を言う相手としては東京都になりますね。ほかに御質問、御意見はありますか。よろしいでしょうか。 それでは、報告 48 と報告 49 をお願いします。
情報管理課長	(報告 48、報告 49 について説明する。)
会長	それでは、報告 48 について御質問はありますか。御意見はありますか。よろしいですか。続いて、報告 49 について御質問はありますか。御意見はありますか。ないようですので、報告 50～52 まで報告をお願いします。
情報管理課長	(報告 50 から報告 52 について説明する。)
会長	それでは、報告 50 について御質問のある方はいらっしゃいますか。私から質問いたします。参考資料 110 ページの外部委託の記録ですが、記載内容に関して質問です。一見すると、ここに書いてある個人情報の項目が、個人情報の項目ではなくて個人情報の利用方法のような記載になっているのですが、デジタル・セキュリティ部会ではどのように整理したのか教えてください。通常、ここは氏名とか電話番号といった項目が記載されます

	が、あまり見かけない書き方になっています。
情報管理課長	これらの記録項目の詳細な内容については、113 ページの電子計算組織の記録等で具体的な内容が分かるということもあり、デジタル・セキュリティ部会での質疑は特段ありませんでした。
会長	ほかに何か御質問はありますか。御意見はありますか。よろしいですか。それでは、報告 51 について御質問のある方はいらっしゃいますか。奥山委員。
奥山たえこ委員	51 の 5 番、「家庭の状況」ですが、こちらの資料にも書いてありますが、「幅広く家庭に関する状況を読み込んでいる」、ここはものすごく幅広い情報が入るのではないかと思います。例えば、少し考えてみますと、家族の中で、どの人がどういう状況であるのか、つまり父親であったり母親であったり、それから、もしかしたら、その人たちの携帯番号なども知ることがあるかもしれない。それからあと、家庭の経済状況なども必要になるかもしれない。そのことは、この一行に膨大な情報が盛り込まれるように思いますが、何かこのような「家庭の状況」という文言だけでいいのかどうか、どこまで収集するのか判然としないと思いますが、どういう歯止めになっているのでしょうか。
情報管理課長	この項目でどこまで収集するのかということは部会では質疑がなかったのですが、家庭の状況では、例えば家族構成ですとか、今、おっしゃった家族との関係性、あとは、どういう人が住んでいるのかとか、そういった業務に関するいろいろな状況、情報を含みうるといった話がありました。
奥山たえこ委員	その家族のそれぞれの性向と言いますか、もう少し踏み込んで考えれば、例えば、父親はかなり大声を出したりとか、それから子供の親権に対していろいろと意見を持っているとか、いろいろ考えられると思うのですが、今の説明でいいのですかというか、いや、収集してはいけないというのではなくて、むしろ重要な、そして、しかもそれは大変機微にかかる情報だと思うのですが、その辺について、収集するに当たって心掛けているとか、そういうことなどをやはり少し述べてもらいたいと思うのですが、どうでしょうか。
情報管理課長	お答えになっているか分かりませんが、必要な情報のみを収集するという考え方は共有されていますので、不必要な情報を収集するようなことはないものと考えています。
会長	ほかに報告 51 について、御質問、御意見はありますか。よろしいですか。それでは、報告 52 について御質問、御意見はありますか。ないようですので、報告 53 と報告 54 について報告をお願いします。
情報管理課長	(報告 53、報告 54 について説明する。)
会長	それでは報告 53 について、御質問はありますか。御意見はありますか。進めてよいでしょうか。報告 54 について御質問はありますか。奥山委員。
奥山たえこ委員	この 54 の項目は、大変秘匿性の高い情報ばかりが載っていると思いま

	す。これはどこに載っているのでしょうか。1つのファイルか何かになっているのですか。「標準システム」という言葉がここにありますけれども、どういう管理をされているのか、若しくは1つのファイルになっているのか、それが全然分からないので教えていただければと思います。
システム標準化担当係長	こちらは業務システムとして構築されているもので、クラウドに住民情報系のシステムとして構築されているものです。
奥山たえこ委員	まだ全然理解できないのです。クラウドにあるというのは、今はそうなっているから分かるのですけれども、ここに簡単にアプローチできてしまったら困ると思うのです。どういう形で厳重に保管されているのでしょうか。
システム標準化担当係長	今回の自己点検の中でも、145 ページに記載があります。電算入力 of 自己点検表において、インターネットとは分離されている環境で構築されているほか、ここに記載のとおりデータの暗号化、ログの取得といった適切なセキュリティ対策が実施されていると理解しております。
奥山たえこ委員	今は 28 まで項目がありますけれども、こういった項目を収集することになった根拠みたいなものはあるのでしょうか。例えば 15 番や 16 番です。電子証明書のシリアル番号というのは多分、大した法的根拠はないけれども、これは一意の番号で、この番号を使うことで共通番号、いわゆるマイナンバーと戸籍とをひも付けることができる、連携することができる、そういう大変重要な情報なのです。こういったものを同じファイルの中で扱っているというのは、こういった根拠になっているのか。145 ページにいろいろと法律の内容が載っていますけれども、そういったものに基づいてなののでしょうか。
システム標準化担当係長	こちらの項目については今回、国が進めているシステムの標準化に伴って、改めて自己点検を実施したものです。クラウド上でこういった情報を取り扱っているということに関して、これまでから何か変更があったとか、新たに取り扱うようになったという性質のものではないというところで御理解いただければと思います。
奥山たえこ委員	新たにということではないとのことですが、シリアル番号などと戸籍に関する秘匿性の高い情報が1つのファイルになっているということが、私などは見ていて大変不安に思うわけです。別に意味がなくて一緒に入れているような御答弁だったのですが、もう一回だけお答えを伺って、この件については終わります。
【審議会当日に回答ができなかったことによる追加の説明】	標準準拠システムにおいて管理が必要なデータ項目については、国が策定する標準仕様書において定められています。ご指摘のシリアル番号についても、戸籍業務の標準仕様書において管理必須の項目として定められており、業務上必要であることについて標準化前と変わるものではありません。
会長	ほかに御質問はありますか。御意見はありますか。よろしいでしょうか。

	それでは、今回の部会の取組状況全般について、お手元の資料の9ページの別表の更新が必要かという確認を、最後にしたいと思います。今回だと報告44が、目的外利用を行う妥当性という形で書いてあります。ですから、これを昇格させるかというのがこの審議会での審議になります。ただ、実際には44に○が付いた理由は、「妊娠状態の確認」という所があります。なぜ「妊娠状態の確認」が本来の主目的ではなく、目的外になったのかという意味では、主管課が取り扱っている情報の範囲として違ったからという御説明だったので、実際に特に目的外になっているということではないと思います。ですから、この項目を昇格させる必要はないかと私は思っていますけれども、いかがでしょうか。今回、この表の更新は不要としてよろしいですか。
(異議なし)	
会長	それでは、今回は表の更新は不要といたします。 全般的なこととして、今日の審議の途中でも御意見や御質問が出ましたが、個人情報登録簿の各帳票について、対象者が分かれている場合や特殊なものが混ざってしまうと読みにくいので、そういった場合に読みやすくする工夫があってもいいのではないかとのことでした。今後のセキュリティ部会での改善に努めていただければと思います。項目の前に属性、例えば、生徒の氏名、保護者の氏名と書いてくれている主管課もありますので、全部を義務付けるかどうかは別として、そのように補足していただけると分かりやすくなりますので、所管課にも指導していただければと思います。 もう1つは記録項目ですね。外部委託だと、取り扱わせる個人情報の所は、本来は項目を書く欄なので、項目を書いてもらうように御指導いただくといいと思います。例えば先ほどの「家庭の状況」というのは、家庭の状況を知るために年収が必要だったら年収が項目なので、家庭の状況は厳密には明確な項目ではないですよね。家庭の状況を知るためのものなので、記録の項目や外部委託に取り扱わせる個人情報項目を書く場所だということ、所管課には御指導いただければと思います。広範に読み込める項目を記載すると、どのような個人情報を取得しようとしているのか分からなくなってしまいますので、工夫していただければと思います。 ほかに何か御意見がある委員はいらっしゃいますか。よろしいでしょうか。それでは報告第8号は了承といたします。
諮問第1号	
諮問第2号	
会長	次に、令和7年度の第1回審議会で諮問を受けた諮問第1号「住民基本台帳ネットワークシステム等業務のセキュリティ評価の実施について」及び諮問第2号「情報提供ネットワークシステム業務のセキュリティ評価の実施について」の部会の報告を行います。今日お配りの次第で言うと、かぎ括弧の2番目の次第です。この案件は、住民基本台帳ネットワークシ

	テムと情報提供ネットワークシステム運用監視部会において、内容の審議を行いました。令和7年9月1日に開催した第1回部会では、実施内容等の妥当性について審議を行い、令和8年1月19日に開催した第2回部会では、実施結果等の妥当性について審議を行いました。まず部会長である私から、各部会の審議結果をシステムごとにまとめて報告を行い、その後、御質問や御意見をお受けしたいと思います。では、部会での審議結果について説明いたします。 まず、住民基本台帳ネットワークシステム等について、3点御報告します。資料3の1ページを御確認ください。審議結果-1と書いてある所です。「住民基本台帳ネットワークシステム等業務のセキュリティ評価の実施内容等の妥当性について」を御覧ください。1つ目は、「チェックリストの提出について」です。審議内容及び審議結果については、(1)を御覧ください。チェックリストは総務省から毎年示される調査票で、各自治体が住基ネット等の運用状況を点検し、必要に応じて対策を見直すことでセキュリティレベルの維持・向上を図ることを目的としたものです。各項目について区の回答内容と、その根拠となる規定や資料を確認した結果、必要な対策が適切に講じられていることを確認しました。こちらについては、第2回部会での追加の審議はありませんでした。 2つ目は、「住基ネット等緊急時対応訓練について」です。審議内容及び審議結果は、審議結果-1の(2)を御覧ください。緊急時対応訓練は、住基ネット等に関する事故等が発生した場合に迅速かつ的確な対応ができるよう、毎年実施しているものです。区からは緊急時の対応手順とそれに係る連絡体制の確認を中心に、副区長をはじめとする緊急時対策会議構成員向けの訓練と、統合端末を利用する職員向けの訓練に分けて実施するとの説明がありました。統合端末を利用する職員は講義形式に加え、連絡体制に基づく連絡訓練も実施するとのことで、訓練内容は妥当であると確認しました。 第2回の部会では、その訓練結果について審議をしました。2ページの審議結果-2の(1)を御覧ください。区からは第1回部会で確認した内容のとおり、訓練が実施されたことなどの報告がありました。統合端末を利用する職員に対する訓練については、訓練後に行うテストの解説について、更に理解しやすいようにする工夫が必要だと意見しましたが、各部署の状況に応じた訓練となっており、全体として訓練内容は適正であることを確認しました。 3つ目は、「住基ネット等安全措置実施状況等に関する職員自己点検について」です。審議内容及び審議結果は、1ページに戻って審議結果-1の(3)を御覧ください。杉並区では住基ネット等業務に従事する職員を対象に、アンケート形式の自己点検を独自に実施しています。これはセキュリティ対策が適正に実施されているかを確認し、職員への教育方法等の改善点を把握するためです。設問は前述のチェックリストを基に作成されており、
--	--

	実施後に各部署に対して振り返りを行い、職員のセキュリティ意識の向上を図る等の説明があり、自己点検が妥当であることを確認しました。 第2回部会では、自己点検の結果とその結果を受けての対策について審議しました。これについては2ページの審議結果-2の(2)を御覧ください。自己点検の結果については2年目以上の職員に、更に理解度を向上させるための工夫が必要と意見しましたが、自己点検結果を踏まえた各部署への振り返りが実施されているため、全体として住基ネット等業務に必要なセキュリティ対策は適正に実施されていると確認しました。 以上のことから今御説明した内容の総評として、2回開催した部会において区が実施する住民基本台帳ネットワークシステム等業務のセキュリティ評価の実施内容、及び実施結果等について妥当であることをそれぞれ確認しました。なお、部会で使用した資料の一部は、参考資料として3～12ページに配布しております。住民基本台帳ネットワークシステム等については以上です。 続いて、情報提供ネットワークシステムについて、3点報告します。13ページの審議結果-3の「情報提供ネットワークシステム業務のセキュリティ評価の実施内容等の妥当性について」を御覧ください。1つ目は「情報提供ネットワークシステムの接続運用規程に基づく自己点検について」です。第1回部会の審議内容及び審議結果については、(1)を御覧ください。情報提供ネットワークシステムに接続している機関は、デジタル庁策定の情報提供ネットワークシステム接続運用規程に基づき、1年に1回、安全管理措置の自己点検を実施することが定められています。第1回部会では、自己点検の各設問及び回答根拠となる区の判断基準等について確認を行い、実施内容が妥当であることを確認しました。第2回部会では、その自己点検の結果について審議しました。14ページの審議結果-4の(1)を御覧ください。第2回部会では自己点検の結果について、区から講じるべき安全管理措置が全て適正に実施されているとの説明があり、部会としても適正な実施を確認しました。 2つ目は「情報提供ネットワークシステム緊急時対応訓練について」です。第1回部会の審議内容及び審議結果については、13ページの審議結果-3を御覧ください。本訓練は事件・事故発生時に備え、毎年実施しているものです。区からは情報提供ネットワークシステムの障害発生を想定し、同システムを利用する各課及びCSIRT構成員への情報連絡体制を確認する内容であるとの説明があり、実施内容が妥当であることを確認しました。また、訓練参加部署や連絡体制など、住民基本台帳ネットワークシステムと緊急時対応訓練との相違点について確認しました。第2回部会では、その訓練の結果について審議しました。14ページの審議結果-4の(2)を御覧ください。区から第1回部会で確認した内容のとおり訓練が実施されたことの報告がありました。全ての訓練対象者から即時に返信がなされており、本訓練はセキュリティ対策として効果的であり、全体として訓練内容
--	--

	は適正であることを確認しました。 3つ目は、「情報提供ネットワークシステムの安全措置実施状況等に関する職員自己点検について」です。第1回部会の審議内容及び審議結果は、13 ページの審議結果-3の(3)を御覧ください。杉並区では情報提供ネットワークシステム業務に従事する職員を対象に、自己点検を独自に実施しています。これはセキュリティ対策について各職員の理解度を把握し、教育内容の改善等につなげるためです。第1回部会では自己点検の各設問及び点検対象について確認を行い、実施内容は妥当であることを確認しました。第2回部会では自己点検の結果と、その結果を受けての対策について審議しました。14 ページの審議結果-4の(3)を御覧ください。区からは第1回部会で確認した内容のとおり、自己点検は対象職員に対して適切に実施された旨の説明があり、部会としても適正な実施を確認しました。なお、次年度に向けた改善点としては、DV・虐待等被害者への支援措置に関する設問については、区民の生命や安全に関わる非常に重要な項目であることから、研修等において職員の理解度向上を図るとともに、誤読防止の観点から設問等の改善が必要との意見がありました。 以上のことから今御説明した内容の総評として、2回開催した部会において区が実施する情報提供ネットワークシステム業務のセキュリティ評価の実施内容、及び実施結果等については妥当であることをそれぞれ確認しました。なお、部会で使用した資料の一部は、参考資料として15～26 ページで配布しております。情報提供ネットワークシステムについては以上です。 今の説明について御質問はありますか。奥山委員どうぞ。
奥山たえこ委員	10 ページです。3の「重点項目について」の②です。これは「統合端末で、業務上必要のない本人確認情報等の検索・抽出を行わないことを周知し、定期的に確認している」とあります。どのように確認しているかというところと下のほうに書いてあるのですが、やってないよね、聞いているだけという説明になりますか。それとも抜き打ちでログをチェックすることになっていますか。 昔のことを指摘すると嫌でしょうけれども、言います。杉並区においては職員が住基ネットの端末を操作して、人から頼まれた情報を引き出していたという大変なことがありました。その後はどういう対策をしたかというと、「それはやってはいけないよ」と言ったのでしょうか。それから、そもそもそのようなことが可能であったというのは、その人が後ろのほうというか、余り人から見られないような所にいたらしいとか、スマホを持ち込むことが可能であったとか、いろいろあるわけです。つまり、口で言うて分かるのだったら誰もしないけれども、実際には起こっているわけです。このような方法ではなかなか担保性がないと思いますけれども、どのようにお考えなのか教えてください。
住民記録係長	まず1点目です。周知しているのはもちろんですが、それだけではとい

	うのはおっしゃるとおりだと思います。毎月ログを取り、係ごとにログの点検を行っております。区民課の場合、住基ネットの統合端末を使用する頻度が高いのですけれども、大抵は転入などの際に検索します。海外からの転入の場合は転出証明書がないので、検索することが必要となります。 先ほど奥山委員がおっしゃった事件を契機として、更に自分たちで適切に事務を行うために、本人確認情報の検索を行うに当たって、新たに記録票の様式を作りました。氏名、生年月日、住所等の必要事項をきちんと記入して、検索する前に記録票を作成し、作成者とは別の者が確かにこの人の転入のために必要だということを確認した上で検索するという手順を採っております。最初に申し上げたログの点検のときには、そういった記録票などがきちんとあるかという観点で点検をしておりますので、周知することだけにとどまらず、できる手は打っているという御説明を、まずはさせていただきますと思います。
奥山たえこ委員	かなり丁寧にやってくださっていることを知って安心しました。余計なお世話ですけれども、ログを取るといった行為や点検の行為というのは何か後ろ向きと言いますか。本来だったらやらなくて済む仕事です。例えば、AI が何でもできるかどうかは知りませんが、ログを取るということを簡単にできるとか。つまり、すごく手間が掛かりそうな気がするのです。最近の技術を使って、何か簡単にできるようになったということはないのですか。ちょっと気になるのですみません。
住民記録係長	現時点ではある意味、愚直にやっているところです。AI などを利用してというのは、今の時点では特にやっていません。
奥山たえこ委員	分かりました。
会長	ほかに御質問はありますか。では、御意見はありますか。大丈夫ですか。では、諮問第1号、第2号は決定いたします。 次に「書面揭示規制の見直しについて」と、「メール送信時の宛先誤設定について」の一般報告がありますので、御説明をお願いします。
一般報告	
情報システム担当課長	(案件について説明する。)
会長	今の御説明に対して御質問がある方はいらっしゃいますか。浅見先生。
浅見雄輔委員	最後に御説明があった電子揭示上で掲載する文書のうち、個人のプライバシーに関する文書というのはどのようなものがあるのですか。
情報管理課長	例えば、行政手続条例で不利益処分を行うことがあります。不利益処分の名宛人、相手方の所在が不明な場合に、公示送達ということでその方の氏名等を掲示するようなことがあります。
浅見雄輔委員	基本的に、公示送達の対象者の個人情報が出るということですね。そのぐらいですか。
情報管理課長	おっしゃるとおりです。行政手続条例の関係と、あと税の関係のほうでございます。

浅見雄輔委員	ありがとうございます。
会長	ほかに御質問はありますか。御意見はありますか。ないので、次の報告をお願いいたします。
情報管理課長	報告の前に、先ほど参考資料の 62 ページ、教職員人事に関する業務で堀委員から御質問がありました。もう一度申し上げますと、参考資料の 62 ページの所。刑罰の有無の所と、あと 31 の団体加入状況という所について、所管課がまいりましたので、御説明させていただきます。
教育人事・指導課長	刑罰の有無につきましては、東京都から派遣をされている教職員の採用時に、欠格事由に抵触していないかどうかの確認での活用及び在職中に罪を犯した場合に刑が確定しますと失職ということになりますので、この点の確認、報告に必要となる情報です。 もう一点、団体加入の状況につきましては、東京都から職員団体、いわゆる職労への加入状況の調査があり、回答を求められることがあります。また、御本人の任意での異動の申告書というものがあり、東京都の職員が区市町村間をまたがって異動する際に、自身の異動の申告書に、どのような団体に加入をしているということを自由記載欄に書くことがあります。併せて、各種スポーツ団体ですとか、教育の研究団体等に所属している者についてもこの異動の申告書に記載がありますので、そういったところでの記載となっております。
堀裕一委員	ありがとうございます。そうすると、採用とか失職の有無には使うということで、採用とか失職のことを判断すれば、区が保有している刑罰に関する情報は速やかに廃棄をするということでしょうか。
教育人事・指導課長	状況によりましては、そのまま継続をして持つこともあります。理由としましては、その教職員の履歴についても持っていることがありのと同様に、DBS 法、いわゆる性被害を防止するための法律も先般制定されまして、関連する情報ということもありますので、廃棄をするパターンと、そのまま継続して持たなければならないパターンとがあります。
会長	それでは、一般報告の 2 つ目をお願いします。
教育人事・指導課長	(案件について説明する。)
会長	今の報告について御質問はありますか。堀部委員。
堀部やすし委員	この報告の中にはないのですが、個人情報保護委員会の漏えい報告はどうなっているのでしょうか。行政機関の場合は、確か 100 名以上で報告の義務があったと思いますが、この辺りはどうなっているのでしょうか。
教育人事・指導課長	今回は報告を行っておりません。理由としましては、今回、メールアドレスのみで、フルネームでのものではなく、個人が特定されないというものでしたので、報告はしていません。
堀部やすし委員	そうしますと、区の運用としては、メールアドレスのみの漏えいについては報告しないと、そういう扱いということなのですか。しかし、メールアドレスだけでどなたのものか特定できるという場合は非常に多くあるわ

	けですけれども、その辺りはどうするのですか。例えば、200 人、300 人になると報告するか、そういうことになっているのか、その辺りの基準はどうなっているのですか。
情報管理課長	今回の漏えいしたメールアドレスについては、個人を特定できるようなメールアドレスは 100 件に至っていないため、個人情報保護委員会に報告はしておりません。メールアドレスだから一律に個人情報保護委員会に報告をしないとといったことではありません。
堀部やすし委員	そういうことでいいのですかね。私もメールアドレスは自分の名前をフルネームで載せていますので、どうなのかなという気もしますが。疑問であるということは申し上げておきたいと思います。
【会議後の主管課からの説明】	主管課及び事務局からの説明において、漏えいしたメールアドレスのうち、メールアドレス単体で本人を識別できるものは 100 件に至らないことから、個人情報保護委員会への報告は行っていないと御説明いたしました。しかしながら、委員からの御指摘も踏まえ、本件の取扱いについて改めて整理を行った結果、メールアドレス単体では本人の識別はできないものの、区内部においては他の情報と照合することにより本人を識別することができる状況に鑑みて、令和 8 年 3 月 24 日に個人情報保護委員会に報告いたしました。
会長	ほかに御質問はありますでしょうか。では、私のほうから。今の堀部委員の質問への回答に関して、メールアドレスから本人を特定できるメールアドレスの数は何人だったのでしょうか。
教育人事・指導課長	16 件です。
会長	16 件だったということですね。分かりました。 別の質問になりますけれども、まず、この削除の確認が取れていない状況というところで、取れていない状況には幾つかあると思います。返事が返ってこない、あるいは消したくないと言われたなどがあると思われませんが、その内訳を教えてください。
教育人事・指導課長	連絡が取れずに把握できていないのが 45 件となっております。
会長	連絡が取れないというのは、メールがエラーで返ってくるという意味でしょうか。もう少し具体的によろしいでしょうか。
教育人事・指導課長	件数については詳細に全てを把握できていないところですが、メールが届かない、リストに記載のアドレスにメールが届いていないものもあれば、届いていても 3 回とも返信が返ってこない、あと、電話が分かるものについては電話も行っているのですが、電話に出ただけなくて、結局折り返しもないというところでの 45 件と聞いております。
会長	その 45 件については、メールと電話番号以外の情報は、区では持っていないということでしょうか。
教育人事・指導課長	はい、メールと電話番号のみで、住所については区市町村レベルのところまでしか頂いていない状態ですので、郵送や訪問という方法が取れない

	状況でございます。
会長	メールで連絡が取れないということですが、そもそもの業務については、メールの連絡が取れなくても支障がないということですか。
教育人事・指導課長	今回、採用のお願いということでメールを送信しておりますので、学校から該当の方にメールを送って、メールの返信がなくてもそれはそれで事が足りてしまうという状況ではありました。
会長	なるほど。分かりました。やはり数字に関して、2、3件削除が確認できないものがありましたという話ではなく、45件となると3割ですので、一般的にはこれは削除が完了したとはみなせないと思うのです。資料中、一旦整理と言っている「整理」とはどういう意味でしょうか。これを中間報告として、継続するということなのでしょう。
教育人事・指導課長	私どもとしましては、この整理の意味合いとしては、これで終了という考え方ではあったのですが、今、会長からお話を頂いた段階で、今一度、この45名については削除の確認を行う必要があるかというところがあります。なお、本件について、メールを活用した時間講師、若しくは臨時的任用教員宛の採用に関する依頼については、メールを送信してもなかなか返信がないという現状が実際に現場ではあります。100件近く送信をして10件から15件返信があれば御の字だろうというところが実情としてあるということはお伝えできるかと思います。しかしながら、150分の45ということで会長からお話を頂きましたので、可能な範囲で今一度、続けて電話、若しくはメールで確認をしていきたいというところはあります。
会長	今回のこの事故に関しては、既に区としては公表しているのでしょうか。
教育人事・指導課長	公表をしております。
会長	区での公表というのはホームページの公表でしょうか。
教育人事・指導課長	ホームページ上での公表になっております。
会長	削除のお願いの際に、そのホームページのURL等も書き込んでいますか。
教育人事・指導課長	URLの添付はしておりません。
会長	確認ですが、メールが届かないというのは、御本人がそもそも間違ったメールアドレスを書かない限りにはそうならないと思いますが、そういう理解でいいのでしょうか。もともとメールアドレスはどのように入手したのでしょうか。
教育人事・指導課長	メールアドレスにつきましては、東京都の教育委員会から一覧、名簿を頂いておりまして、それをそのまま活用させていただいています。
会長	そもそもリストに記載のメールアドレスが正しくなかった可能性もあるけれども、メールが届いているけれども返事をしていないこととの区別はつかないということでしょうか。
教育人事・指導課長	そこは区別がつかない状態です。
会長	ここからは意見になりますが、まず1つは、メールアドレスが間違っ て届かない、電話番号も分からない、住所も分からないと、もう連絡手段が

	ないので、これは最終報告から除外することが合理的だと思います。電話番号があつて出ないのであれば、これは出るまで掛けるしかないですね。住所があるのであれば郵送もできますし、最後は訪問してというところまでが区として可能な範囲だとは思いますが、どこまで実行するかというところはありますが、可能かどうかで言えば可能ですので、そこはやはり丁寧にやらないといけないと思います。 それから、連絡を把握しているけれども返事をしないという人がどういう気持ちなのかということも考える必要があります。1つは、この種の事故の場合には、「依頼を受けて削除をした後に、事故を起こした人がその事故を隠蔽するのではないかと警戒する」ということがあります。この対策としては、依頼の文面において、既に事故の公表をしているということを周知し、その上で削除に御協力いただきたいという内容になっていると理解を得られると思います。その説明が不十分で、事故を隠蔽するために削除の依頼をしているのではないかとと思われるとうと、もう返事すらいただけないという状態になりますので、依頼の文面の内容なども情報管理課や関連部署と相談して、受け取った人の気持ちに立って、安心して削除できるよう工夫して対応していただいて、もう少し可能な範囲内でできることを進めていただくといいかと思います。 ポイントは、既にホームページで公表しているのであれば、その URL を添えて、事故を公表していることを伝えることです。ホームページでは、削除依頼を出していることは公表しているのですか。
教育人事・指導課長	削除依頼を出していることは公表していませんでした。
会長	ホームページを更新できるのであれば、誤送信が起きたことに加えて、誤送信相手の全ての方に削除の依頼をしていることを記載し、削除の依頼文にも、事故に関して既に公表していることを添えて削除のお願いをしているという内容にさせていただくと、事故を隠蔽されるのではという疑念で連絡を無視している人をさらに除外していけると思います。それでも、数千人規模の場合、最後はやはり1、2件は絶対消したくないという方がいらっしゃることはあるのですけれども、152分の45は、一般論で言えばあまりにも大きいと思います。今回の場合、そもそものメールアドレスが間違っている部分もあるのかもしれないですけど、数字が大きいことが気になっていますので、もう少しだけがんばっていただければと思います。 ほかに御質問、御意見はありますか。なければ、本日の議題全体を通して何かありますか。奥山委員、お願いいたします。

奥山たえこ委員	すみません、先ほど聞き漏らしたのですけれども、資料3の最後のページです。DVの所なののですけれども、DVに関する人のデータにフラグを付けるということです。今回、これを新設してくださってありがとうございます。お尋ねしたいのは、なぜ、こういうふうにフラグを付けることを担当していない人にまできちんと伝えなければいけないかということを説明しているのでしょうか。というのは、杉並区では何年か前でしたか、正にこういう住民票の閲覧制限をかけている人のデータを誤って表示して、しかも、それを提供してしまったと。つまり、提供してはいけない人に提供してしまったという事件がありました。それは結局、御本人にももちろん謝罪をして、そして引っ越しの代金を70万円ぐらいでしたか、出したということがあります。お金も確か議会の了解を得たのですけれども。このときは、こういうふうに事なきを得ましたけれども、インターネットで「神奈川県逗子市ストーカー殺人」と検索すると、今でも情報がヒットします。市役所と警察が非常に不確かとか不見識で情報を出してしまったがために、女性が元交際相手に殺害されたという事件です。こういう重要なことに下手すればなりかねないということ。そして、杉並区では正に間違っ出してしまったと。 だから、そういったことは必ずこういった部署の方には、その画面を見ながら説明をするとか、若しくはその職員はまだ在職しているのではないかなと思います、まだ10年以内ぐらいですから。そういう方にちゃんと説明していますか。つまり、なぜこれはきちんとやらなければいけないかということを、本当に命に関わるのだということを必ず研修でやってもらいたいのです。この数字が100%になっていないことに対して私はものすごく恐怖を感じています。お伺いしたいと思います。
情報管理課長	区民課が退席しておりますが、私から答えられる範囲で。DVの関係につきましては、毎年、区民課の新規研修でも、新たに異動してきた職員等にしっかりと周知をしているということを聞いております。それに加えて、個人情報のセキュリティとか、個人情報保護法の研修につきまして、毎年、新規採用職員と会計年度の任用職員も含めて、先ほどの事件のことも含めてしっかりと周知徹底をしておりますので、御安心いただければと思います。
奥山たえこ委員	余り今のご説明を聞いて安心してはいけないのですけれども、本当に絶対危ないことが起きないように、危ないのですよと口頭だけではなくて、くどいぐらいに説明していただけるようお願いします。
会長	そうしましたら、全体を通じて、御質問、御確認はありますか。大丈夫ですか。今の奥山委員の御指摘の点は、運用監視部会でも、そもそも2年目以降の方は本来100%になっているべきで、1年目の人はまだ聞いてないという可能性があります、2年目の方は聞いてすらいけないということは本来おかしいので、その数字の調査なども頼んでおります。あとは、やはりDVの問題とか、人命に関わる部分は、ほかの教育項目の中に一つあ

	るというよりは、完全に独立するぐらいのメリハリを付けてもいいかと思 いますので、そちらは運用監視部会のほうでも引き続き区のほうと相談を していきたいと思えます。ありがとうございます。そうしましたら、ほか に御質問、御意見がなければ本件は了承といたします。 それでは、本日審議いたしました諮問第1号、諮問第2号につきまして 答申をしまいます。これから事務局が答申案をお配りしますので、内 容の御確認をお願いします。
(答申案配布)	
会長	この内容でよろしいでしょうか。異議ないようですので、答申文を区政 イノベーション担当部長にお渡しいたします。
(答申文の受領)	
会長	最後に、事務局から何かありますか。
情報管理課長	本日確定いたしました令和7年度第3回の会議録につきましては、事前 にお配りしたものと変更ありませんので、改めての提供は控えさせてい ただきます。御理解のほど、よろしくお願いいたします。それから、次回 の審議会の日程です。次回の審議会は、翌年度の令和8年7月7日(火)午 後2時から、審議する案件にもよりますが、午後5時を想定しております。 会場は本日と同じく中棟5階第3・4委員会室の予定です。どうぞ、よろ しくお願いいたします。
会長	以上で令和7年度第4回杉並区情報公開・個人情報保護審議会を終了い たします。本日は御協力いただきましてありがとうございました。